

## 家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱 新旧対照表

新	現行
<p>第1 略</p> <p>第2 本事業の概要  都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する者に対し、当該システムの機器費及び工事費の一部を助成する。</p> <p>第3 用語  1～5 略  6 陸屋根 傾きのほとんどない、平面状の屋根をいう。</p> <p>第4 本事業の具体的な内容  1、2 略  3 助成対象経費  助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。</p>	<p>第1 略</p> <p>第2 本事業の概要  都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する者に対し、当該システムの機器費の一部を助成する。</p> <p>第3 用語  1～5 略</p> <p>第4 本事業の具体的な内容  1、2 略  3 助成対象経費  助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、太陽光発電システムにおいては助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）、蓄電池システムにおいては助成対象機器の機器費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。</p>

#### 4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。

ただし、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

##### (1) ア、イ 略

##### ウ 架台設置経費

陸屋根の集合住宅に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置する場合において、ア又はイで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に 200,000 円を乗じて得た額

##### エ 防水工事経費

陸屋根の集合住宅の建築後に太陽光発電システムを設置し、その設置に伴う防水工事を施工する場合においては、イで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に 180,000 円を乗じて得た額

##### (2) 蓄電池システム

ア 蓄電池システムが導入される住宅に 2 (1) 三から五までの要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている場合又は蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合

(ア) 助成金の交付額は、助成対象経費の **4分の3** の額とする。

(イ) 助成対象機器を設置する住宅 1 戸当たりの助成金の上限額は、

#### 4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。

##### (1) ア、イ 略

##### ウ (追加)

##### エ (追加)

##### (2) 蓄電池システム

ア 蓄電池システムが導入される住宅に 2 (1) 三から五までの要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている場合又は蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合

(ア) 助成金の交付額は、助成対象経費の **2分の1** の額とする。

(イ) 助成対象機器を設置する住宅 1 戸当たりの助成金の上限額は、

次の a または b の小さい額とする。

a 蓄電池システムの蓄電容量による上限設定（以下の (a) または (b) のいずれかとする。）

(a) 設置する蓄電池システムの蓄電容量が6.34kWh以上の場合  
蓄電池システムの蓄電容量（kWhを単位とし小数点以下第3位を四捨五入する。以下同じ。）に1kWh当たり150,000円を乗じた額

(b) 設置する蓄電池システムの蓄電容量が6.34kWh未満の場合  
蓄電池システムの蓄電容量に1kWh当たり190,000円を乗じた額とする。ただし950,000円を上限とする。

b 太陽光発電システムの発電出力による上限設定（以下の (a) または (b) のいずれかとする。）

(a) 太陽光発電システムの発電出力（4kW以上の場合に限る。）に300,000円を乗じて得た額

(b) 1,200,000円（太陽光発電システムの発電出力が4kW未満の場合に限る。）

イ 蓄電池システムが導入される住宅に2（1）三から五までの要件を満たさない太陽光発電システムが既に設置されている場合若しくは蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合又は蓄電池システムのみを設置する場合

(ア) 助成金の交付額は、助成対象経費の4分の3の額とする。

(イ) 助成対象機器を設置する住宅1戸当たりの助成金の上限額は、太陽光発電システムの発電出力にかかわらず、次の各号のいずれか小さい額とする。

a 設置する蓄電池システムの蓄電容量が6.34kWh以上の場合

次の各号のうち最も小さい額とする。

a 蓄電池システムの蓄電容量（kWhを単位とし小数点以下第3位を四捨五入する。以下同じ。）に1kWh当たり100,000円を乗じた額

b 太陽光発電システムの発電出力（4kW以上の場合に限る。）に200,000円を乗じて得た額

c 800,000円（太陽光発電システムの発電出力が4kW未満の場合に限る。）

イ 蓄電池システムが導入される住宅に2（1）三から五までの要件を満たさない太陽光発電システムが既に設置されている場合若しくは蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合又は蓄電池システムのみを設置する場合

(ア) 助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額とする。

(イ) 助成対象機器を設置する住宅1戸当たりの助成金の上限額は、太陽光発電システムの発電出力にかかわらず、次の各号のいずれか小さい額とする。

a 蓄電池システムの蓄電容量に1kWh当たり100,000円を乗じた額

蓄電池システムの蓄電容量に1 kWh当たり150,000円を乗じた額

b 設置する蓄電池システムの蓄電容量が6.34kWh未満の場合1kWh  
当たり190,000円を乗じた額。ただし、950,000円を上限とする。

c 1,200,000円

附 則（令和4年1月11日付4環気家第183号）

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱（令和4年6月21日付4都環公温地第695号による制定から令和4年9月1日付都環公温地第1309号による改正までの全ての家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱をいう。）第8条の交付申請がされたものは、令和5年1月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。

（以下、省略）

b 800,000円

（以下、省略）